

「第3次本庄市男女共同参画プラン（案）」に対する意見と市の考え方

「第3次本庄市男女共同参画プラン（案）」に対するパブリックコメントを実施したところ、貴重なご意見をいただきありがとうございました。
提出された意見と市の考え方を以下のとおり公表いたします。

1. 意見等の募集期間：平成30年1月10日（水）～平成30年2月9日（金）

2. 意見等の受付人数：1人 4件（提出方法の内訳：電子メール1人）

3. 提出された意見等および市の考え方

	提出された意見	提出された意見に対する市の考え方
①	【35 ページ [施策の中項目] 1. 学校における男女平等教育、学習の推進 [主要事業] ①男女平等教育の推進及び②教職員の研修の充実について】 「リケジョ」や「イクメン」が“特殊”でなく“普遍”となるよう重点的に行ってほしい。なぜなら、理学教育を受けることも育児をすることも“ひと”としての権利義務を行使しているにすぎないのだからだ。市としては権限が及ばないところもあるだろうが、学生生活はその後の人生に多大な影響を与えるので、精いっぱいのところまで、重ねてお願いしたい。 私が学生のときの経験だが、男性社会科教諭が「男が育休をとることの是非」について問いかけ、肯定派のみに理由を求め、「男が育休をとるためにはそれ相当の理由がなければならない。」との持論でもって授業を終えたことがあった。彼が披露した教育的手法及び思想は、“ひと”としての権利義務を否定するものであり、不適切であったと考える。 彼のような教諭から学ばなければならない学生が減ることを強く望む。	貴重なご意見として承ります。

②	【36 ページ [施策の大項目] (3) 配偶者等からの暴力 (DV) の根絶について】 男性被害者及び女性加害者の存在についても言及し、対応すべきと考えるが、いかがか。 DVによる女性被害者が存在し支援が行われる一方で、一部では「妻・彼女から夫・彼氏への暴力」や「母親から息子への暴力」などはDVではないとの誤った認識が広まっている。女性被害者だけではないことを明記すべきではないか。	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」では、「配偶者」は男性、女性を問わないこと、及び事実婚や元配偶者も含むとされております。 そして、同法に基づき、本プランにおいては、「第4章 施策の展開 政策目標1 男女の人権が尊重される意識づくり」の「ドメスティックバイオレンス／DV」の用語説明では「夫婦や恋人などの親密なパートナーからの暴力を言います。」と、男性、女性を問わない表現で記載をしています。 また、このことを踏まえたうえで、「女性に対する暴力の根絶」は、男女共同参画社会を形成していく上での大きな課題となっていることから、改めて記載をしているところです。 なお、いただきましたご意見の「母親から息子への暴力」につきましては、上記法律の対象となっておりませんので、本プランも同様の取扱いとしております。本プランの巻末には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を参考資料として付す予定です。
③	【43 ページ [施策の中項目] 1 地域で支える子育て環境の充実 [主要事業] ⑥多様な保育ニーズへの対応について】 病児保育及び病後児保育に関しては、この事業に含まれるのだろうか。含まれるならば明記すべきと考えるが、いかがか。	ご意見のとおり、病児保育及び病後児保育につきましても、本プランの当該主要事業に含まれますので、文中の「延長保育及び一時保育等」に追記し「延長保育、一時保育、病児保育及び病後児保育等」に修正いたします。
④	【46 ページ 《推進指標》 障害者雇用率の目標値について】 次期本庄市総合振興計画の目標値は「2.3%」に修正されるため、同様にすべきと考えるが、いかがか。	本プランと次期本庄市総合振興計画の目標年度は一致しておりますので、ご意見のとおり、次期本庄市総合振興計画と合わせ、目標値を2.3%に修正いたします。